「加工食品の原料原産地表示制度(案)」についての意見

2017. 3. 29 食品産業センター食品表示部会委員渡辺 健介

「中間とりまとめ」に基づき消費者庁がまとめた「加工食品原料原産地表示制度 食品表示基準(案)」についての意見は、下記の通りです。

1. <u>やはり「すべての加工食品」を対象としたことにより、表示制度が複雑になり、</u>消費者にとっても事業者にとっても問題の多い表示制度となってしまっている。

今回の食品表示部会で、これについて時間を割いて議論するつもりはありませんが、 今回の表示基準(案)は、複雑でわかりにくく、消費者にとっても事業者にとっても、 問題の多い制度になっていると思います。その原因は、やはり、議論を停止して「すべて の加工食品」を対象としたことにより、実行可能性と誤認防止を担保するために、可能性 表示や大括り表示などを導入せざるを得なかったことによります。

原料原産地表示を導入するのであれば、やはり、原料原産地表示に対する消費者ニーズに基づいて、丁寧に品目ごとに制度を導入すべきであったと考えます。

2. 経過措置期間は、現在の食品表示基準の経過措置期間に合わせるのではなく、今回の制度に対して必要な期間として5年を確保すべきである。

今回の原料原産地表示制度は、従来の表示制度の変更と異なり、表示事項を作成するにあたり「過去の原料使用実績を調査する期間」「表示方法を選択する期間」が必要になります。特に、過去の原料使用実績の調査には、膨大な作業やサプライヤーの協力が必要になります。

ある大手メーカーの場合、表示切替商品は 1,000 を超え、使用原材料は 10,000 点以上、これらすべてについて、過去の一定期間の原材料使用実績調査が必要になります。その上で、実行可能で消費者の期待に応えられる表示方法を選択することになります。表示方法が決まった後に、具体的な表示デザインを起こし、そこから包材メーカーに包材の製造をお願いすることになります。

これらのことを、1,000を超えるすべての品目について、現在の食品表示基準の経過措置期間の残り期間である2年半ほどで実施することは困難で、全く期間が足りません。 経過措置期間として、5年間をお願いしたいと思います。

また、前回も申し上げた通り、表示切替は、今回の原料原産地表示だけでなく、新基準の表示切替も合わせて行なうメーカーも多いことから、現在の食品表示基準全体の経過措置期間を延長するという形で設定していただきたい。ぜひ、お願いいたします。

3. 「食品表示基準の違反に係る指示及び指導並びに公表の指針」の弾力的な運用をして いただきたい。

今回の原料原産地表示は、ほとんどの国で実施していない制度であり、安全性と直接 関係のない項目であることから、表示ミスがあった場合でも、直ちに回収や商品撤去を 求めるのではなく、弾力的な運用をお願いしたいと思います。例えば、売り場に正しい 情報を掲示することで足りる場合もあります。

食べても全く問題ない食品を廃棄することは、世界の食糧事情、食品ロスの観点から も許されることではないことから、消費者に対する理解も含め、ぜひお願いしたいと思 います。

4. 「公正競争規約」など、業界と消費者で作り上げてきた表示ルールを優先させるようなことも考慮していただきたい。

原料原産地が商品の品質に影響を及ぼすような食品、例えば嗜好品であるコーヒー飲料などは、現在、公正競争規約にて、特定の原産地(種類)のコーヒー豆を使用した場合、それを表示できるのは51%以上使用した場合に限る、としています。これは、過去、優良誤認を招くような表示があったことから、業界と消費者でルールとして設定し、これを遵守することにより、公正な競争ができるようになっています。ところが、今回の表示基準により、少量であっても表示することになり、折角作り上げ消費者にも定着してきた制度が崩壊する可能性があります。

これは消費者にとっても望むところではないはずなので、このような公正競争規約については、そちらを優先させるような法的措置をお願いいたします。

5. 可能性表示のための過去の原料使用実績について、「Q&A」の5. や 8. に 示されている「3年前の過去実績は使用できない」のような期間の縛りは、止めて いただきたい。

製品のラベルなどの表示内容を変更する場合、表示内容を決定するのは、少なくとも初回製造の4ヶ月前がタイムリミットです(大手メーカーの事例)。ここから、流通への説明、版の作成、ラベルや缶などの包材の製造を行ない、製造時に新しい包材が用意できることになります。今回の過去実績の期間設定には、この必要最低限の準備期間が考慮されていません。

例えば平成29年春に製造する製品について考えてみると、前年である平成28年の 実績を使用することは不可能なので、3年前がダメ、ということは、必然的に平成27 年の実績しか使用できないことになります。

これは、事業者に毎年過去の原料使用実績調査による表示切替を強いることになり、事業者に多大の負担をかけると同時に、包材の大量廃棄につながる可能性もあります。

また、発酵食品など貯蔵が必要な食品においては、製品を製造する数年前に中味の 製造が終わり、そこから数年間の貯蔵の後、やっと製造になるような場合もあります。 この場合は、期間の縛りがあると、可能性表示が使用できなくなります。

以上のような事情を考慮いただき、「3年前はダメ」という期間の縛りを廃止していただきたいと思います。

6. 中小事業者への配慮と消費者への周知を十分にお願いしたい。

食品事業者の99%は中小事業者であり、複雑な今回の制度について地域別、業種別に丁寧な説明を行わないと表示ミスを招くおそれがあります。また、消費者にとっても同様に理解促進に向けた周知を行う必要があります。食品事業者や消費者への周知にあたっては、行政が責任をもって行うとともに、地域毎に相談窓口を設置する等、きめ細かな対応が必要だと思います。

以上